

第 2 3 号議案

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 7 年 6 月 3 0 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

選出団体役員改選等のため、一宮市学校給食審議会設置要綱第 2 条及び第 3 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
おぜき 尾関 さとる	有識者 一宮市議会経済教育委員会委員長就任のため	新
うめむら ゆ か 梅村 由香	教育関係者 (西成東部中学校 食育・給食主任)	新
いとだ ちひろ 井戸田 千尋	教育関係者 (木曽川西小学校 食育・給食主任)	新
まえだ み か 前田 美香	教育関係者 (丹陽南小学校 栄養教諭) 前任者都合のため	新
よしやす きよと 吉安 聖人	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会書記就任のため	新
いわた ゆうり 岩田 優里	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会書記就任のため	新

2. 委嘱期間

2025年6月30日から2026年3月31日

一宮市学校給食審議会設置要綱（一部抜粋）

（設置）

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- （1） 有識者
- （2） 教育関係者
- （3） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。

ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

一宮市学校給食審議会委員 名簿

(2025 年 6 月 30 日現在)

氏 名	備 考	新任 再任
わたなべ あきら 渡辺 昭	有識者 (修文大学 健康栄養学部教授)	
すぎやま ひろゆき 杉山 弘幸	有識者 (元 一宮市 教育文化部長)	
おぜき さとる 尾関 さとる	有識者 (一宮市議会 経済教育委員会委員長)	新
おおた たかし 太田 崇	教育関係者 (一宮市小中学校長会 給食委員会委員長)	
うめむら ゆ か 梅村 由香	教育関係者 (西成東部中学校 食育・給食主任)	新
い と だ ちひろ 井戸田 千尋	教育関係者 (木曽川西小学校 食育・給食主任)	新
まえだ み か 前田 美香	教育関係者 (丹陽南小学校 栄養教諭)	新
の だ あ き こ 野田 亜紀子	教育関係者 (起小学校 栄養教諭)	
きむら むつこ 木村 睦子	教育関係者 (木曽川中学校 栄養教諭)	
よしやす きよと 吉安 聖人	教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会書記)	新
いわた ゆうり 岩田 優里	教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会書記)	新
はっとり ひろし 服部 宙史	教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場(株) 専務取締役)	